

事故及び感染症の報告について

1 報告が必要なとき

- (1) サービス提供中の、利用者のケガや死亡事故
 - ・利用者が医療機関に受診が必要なケガをしたとき
 - ・その事故により、利用者や利用者の家族とトラブルになりそうとき
 - ・賠償金や見舞金などを支払ったとき
 - ・利用者に損害を与えたとき
 - ・施設長が報告した方が良いと判断したとき
- (2) 食中毒及び感染症が発生したとき
 - ・死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生したとき
 - ・10名以上又は全利用者の半数以上発生したとき
 - ・施設長が報告が必要と判断したとき
 - ・新型コロナウイルス感染症については、県への報告は不要となりました。

2 報告書作成時の留意事項

- (1) 事故報告書 利用者や利用者家族とのトラブルの有無についても記載してください。
記載欄「6 事故発生後の状況」の最下段「家族とのトラブル 有無」
- (2) 感染症報告書 発生時のみ報告してください。経過については報告する必要はありません。(施設長が必要と判断した場合はこの限りではありません。)

3 報告様式について

市公式ウェブサイトに掲載されている様式を基準としておりますが、必要事項の記載があれば任意様式でも構いません。

市公式ウェブサイトに掲載されている様式は別添をご確認ください。

4 「事故及びヒヤリハット情報」の提供について

令和5年度に引き続き、事故及びヒヤリハット情報の収集にご協力ください。
(別添資料をご参照ください。)

<https://www.techno-aids.or.jp/hiyari/>

福祉用具ヒヤリハット情報 事例集



5 その他

事故及び感染症報告の詳細については、安城市公式ウェブサイト望遠郷をご確認ください。

<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/jikohoukokusho.html>

